

みずほダイレクト規定（抜粋）

（改定日 2008 年 4 月 7 日）

下線部が改定部分となります

改定前	改定後
第 2 条 本人確認 3. 本人確認手続 (1) 当行は端末から通知された暗証番号等または宝くじ専用番号等と、当行に登録されている暗証番号等または宝くじ専用番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。 (2) 前号の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合は、暗証番号等または宝くじ専用番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について一切の責任を負いません。 第 13 条 免責事項 2. 当行が、本規定に記載された本人確認方法により本人からの依頼として取り扱いを受け付けたうへは、暗証番号等や宝くじ専用番号等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 第 14 条～16 条（略）	第 2 条 本人確認 3. 本人確認手続 (1) 当行は端末から通知された暗証番号等または宝くじ専用番号等と、当行に登録されている暗証番号等または宝くじ専用番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。 (2) 前号の方法に従って本人確認を行い取引を実施した場合は、暗証番号等または宝くじ専用番号等につき<u>盗用</u>その他の事故があっても当行は<u>当該取引を有効なものとして取り扱います。</u> 第 13 条暗証番号等の盗用による損害 <新設> 1. <u>暗証番号等または宝くじ専用番号等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまの責によらず生じ、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> 2. <u>当行は、お客さまの請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引にかかる損害を限度として補てんするものとします。</u> 第 14 条 免責事項 2. 当行が、本規定に記載された本人確認方法により本人からの依頼として取り扱いを受け付けたうへは、<u>本規定第 13 条にて定める場合を除き、暗証番号等や宝くじ専用番号等に盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。</u> 第 15 条～17 条（略）